

国立大学法人長崎大学と大村市との包括連携に関する協定書

(疑義への対応等)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上解決を図るものとする。

国立大学法人長崎大学と大村市（以下「両者」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が相互に密接な連携及び協力を図りながら、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

平成28年11月7日

（連携及び協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

国立大学法人長崎大学長

- （1）地域振興、地域課題の解決に関する事項
- （2）教育、文化及び芸術の発展及び振興に関する事項
- （3）健康増進及び福祉の向上に関する事項
- （4）国際交流の推進に関する事項
- （5）地域経済の活力の創造に関する事項
- （6）安全・安心で快適な暮らしの実現に関する事項
- （7）創造的で豊かな心の育成に関する事項
- （8）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

大村市長

片峰



（連携及び協力の推進）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携及び協力の効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。